

産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県みどり市大間々町塩原1028番地

氏 名 貴船工業株式会社

代表取締役 大川博之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 2年 9月28日

許可の有効期限 令和 7年 9月27日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎）

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（破碎）

①ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、②がれき類（以上2種類）

※①については、陶磁器くずに限る。

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（破碎）の設置場所

群馬県みどり市大間々町上神梅686番1、686番14、686番16、
686番19、686番20、686番21及び687番2

イ 中間処理施設（破碎）の設置年月日

昭和63年11月11日

中間処理施設（破碎）の許可年月日及び許可番号

平成13年 4月 9日 届出

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
がれき類 [800t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県みどり市大間々町上神梅686番1、686番14、686番16、
686番19、686番20、686番21及び687番2

様式第九号（第十条の六関係）

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 4,790㎡ 保管容量 15,420㎡

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

昭和62年	1月19日	新規許可
平成7年	9月28日	更新許可
平成12年	9月28日	更新許可
平成17年	9月28日	更新許可
平成22年	9月28日	更新許可
平成27年	9月28日	更新許可
令和2年	9月28日	更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・☒ 無